

info 14

市税の納期限

（8月31日（月）納期限分）

▼市県民税森林環境税：第2期

▼国民健康保険税：第2期

市公式LINEで納期限の1週間前にお知らせを受け取ることが出来ます。納付忘れ予防に便利ですので、ぜひご利用ください。

【設定方法】

①市公式LINEを友だち追加する。
②メニューの「くらし」↓「税金のこと」↓「納期限リ

マインド」から、受け取りたい税目を選択し、送信する。



市公式LINE

問 税務課納税班（☎73・2118）

info 15

年金出張相談（要予約）

▼日時：9月9日（水）／午前10時～正午、午後1時～3時

▼場所：市役所本庁舎 3階会議室32

▼申込み：大曲年金事務所（☎0187・63・2296）へ電話してください。

問 市民課国保年金班（☎55・8164）

info 16

皆瀬診療所から

臨時休診のお知らせ

次の期間休診いたします。お薬が必要な方はお早めにお越しください。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

▼期間：8月13日（木）・14日（金）

問 皆瀬診療所（☎46・2226）

info 17

県身体障害者更生相談所による

身体障害者巡回相談（無料）

肢体に障がいのある方を対象に身体障害者手帳の相談、補装具の医学的判定および医療相談をお受けします。

▼日時：8月28日（金）／午前10時～正午（受付時間：午前9時30分～11時）

▼場所：横手市交流センターY2 ばらざ（横手市駅前町1番21号）

▼申込み：8月21日（金）までに、左記へお電話ください。

※補装具の交付を申請される方は、「身体障害者手帳」を持参してください。

問 福祉課障がい福祉班（☎55・8075）

info 18

（生活保護廃止世帯向け）

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

令和7年6月の最高裁判決において、平成25年から平成27年まで実施された生活保護費の引き下げの一部が違法と判断されました。この判決を受けて、国は引き下げられた生活保護費の差額分の一部を追加給付することを決定しました。市では、生活保護が廃止となった世帯に対して、当時の要件を満たせば追加で生活保護費を支給します。

当時の世帯主からの申請が必要となりますので、該当する方は次のとおり申請してください。

▼対象となる世帯：現在は生活保護を受給していない世帯で、平成25年8月から令和8年3月まで生活保護を受給したことのある世帯

・右記の期間のうち、平成30年10月以降の期間については、特定の基準生活費・加算など（障害者加算、期末一時扶助など）を受給した場合には限り、追加給付の対象となります。

・すでに亡くなられた方は、追加給付の対象外です。

・追加給付の額は世帯の人数、受給期間などにより異なります。

・対象期間中に生活保護を受給して

info 19

人権擁護委員のお知らせ

湯沢市人権擁護委員が決まりました

7月1日付けで法務大臣から委嘱された委員を紹介します。

◇齋藤 千鶴子さん（再任・雄勝地域）

◇村山 一郎さん（再任・湯沢地域）

◇柴田 恭子さん（再任・湯沢地域）

▼任期：7月1日～令和11年6月30日

問 福祉課地域福祉班（☎73・2122）